

香川国際交流会館（アイパル香川）の指定管理者

香川国際交流会館（アイパル香川）の指定管理者の公募を行い、香川国際交流会館指定管理者評価委員会での評価結果を踏まえ、総合的に判断した上で、候補者を選定し、令和7年11月香川県議会での指定の議決を経て、次のとおり指定管理者を指定しました。

- 1 申請団体数 1団体
- 2 申請期間 令和7年9月5日から令和7年9月19日まで
- 3 指定管理候補者 公益財団法人香川県国際交流協会（高松市番町）
- 4 指定予定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
- 5 評価委員会における評価結果

申請者から提出された書類の確認やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式により評価した。

(1) 評価基準

評価基準及び観点	配点ウエイト
(1) 利用者の平等な利用が確保されていること。 不当な利用制限項目の有無	(確保されない場合は、失格)
(2) 施設の設置目的を効果的に達成し、利用促進、サービスの向上が図られるものであること。 ①施設の設置目的との適合性 ②適切な施設管理・利用者の安全の確保 ③利用者に対するサービスの向上・利用促進に対する取り組み	50
(3) 施設の管理経費の節減が図られるものであること。 ①当該施設の管理運営に係る県の経費 ②実現の可能性	25
(4) 申請者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。 ①申請者の実績 ②人的能力（管理運営組織） ③物的能力（経営基盤） ④申請者の安定性・信頼性 ⑤申請者の取組み姿勢 ⑥業務に対する秘密保持の確保 ⑦個人情報の保護の確保 ⑧地域経済の活性化や県内からの雇用確保	25

(2) 評価委員会の開催経緯

- ・第1回評価委員会（R7.10.9）
香川国際交流会館（アイパル香川）の概要説明、申請内容等の確認、書類による資格審査
- ・第2回評価委員会（R7.10.17）
プレゼンテーション、事業計画書の評価とその結果の審議、指定管理者候補者の選定

(3) 評価結果

	公益財団法人香川県国際交流協会
得点	84.5

※点数は、評価委員の平均

- ・評価基準(1)について、平等な利用が確保できるものと評価された。
- ・評価基準(2)について、日本語学習の提供や相談事業など、増加する外国人住民の支援拠点として、また国際交流の拠点として、多文化共生の構築に寄与する継続的な事業計画が評価された。
- ・評価基準(3)について、賃借料費における経費については、見直すよう意見があった。
また、昨今的人件費や物件費の高騰を考慮すると、ある程度の委託料の増額はやむを得ないものの、引き続き経費の見直しや削減に取り組むべきとの意見があった。
- ・評価基準(4)について、指定管理者としてこれまでの実績や、語学堪能で国際交流の経験豊富な職員の配置のほか、安定した運営が期待できる点が評価された。

6 事業計画の概要

(1) 現行の管理との比較

	事業計画	現 行
開館時間	現行どおり	9:00～18:00 <各種会議室は 9:00～21:00 (土日祝は 9:00～17:00)>
休館日	現行どおり	毎週月曜日（祝日にあたる場合は火曜日）、年末年始（12/29～1/3）
賃館料	現行どおり	展示室 3,870 円 第1～第3会議室 4,530 円 大会議室 18,210 円 小会議室・和室 2,070 円
県からの年間委託料	R8 47,594 千円 R9 48,200 千円 R10 49,796 千円 R11 49,746 千円 R12 49,879 千円	40,900 千円

注) 事業計画は、確定したものではなく、今後変更する可能性がある。

(2) その他利用者サービス向上策（主要なもの）

- ・会館管理担当者と事業担当者が相互にサポートすることにより、夜間および休日の開館、申請受付などを可能とし、利用者の利便性向上に努める。
- ・国際交流拠点および、県内在住の外国人支援拠点として、多文化共生社会の構築に貢献する事業を行う。

(3) 経費節減策

- ・清掃や警備等の外部委託は、複数年契約により委託費のコストダウンを図る。
- ・LED 照明の導入により電気代の節減を図る。
- ・会館管理の担当は定めるが業務は固定化せず、事業担当と相互にサポートできるような体制を築くことで人員配置の効率化を図る。

(参考) 評価委員会委員

	役 職 名	氏 名
委員長	香川県総務部長	安藤 豪
委 員	学校法人四国高松学園理事長	佃 昌道
委 員	高松市都市整備局次長	岡田 光信
委 員	公認会計士	森川 さち子
委 員	社会保険労務士	青木 岳
委 員	香川県国際課長	土居 義昌